

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第7回 総会議事録

期日 令和 5年10月10日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第7回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎
2. 開会期日 令和 5年10月10日(火) 午後 4時57分
3. 閉会日時 令和 5年10月10日(火) 午後 5時20分

4. 出席委員
 - 1番 日ヶ久保 浩幸 君 2番 馬場 武雄 君 4番 玉川 勉 君
 - 5番 沼舘 廣志 君 6番 久慈 弘子 君 7番 吉田 良紀 君
 - 8番 袴田 光雄 君 9番 佐々木 明博 君 10番 松本 一弥 君
 - 11番 柏崎 幸子 君 12番 坂井田 進 君 13番 袴田 信男 君
 - 14番 上久保 辰視 君 15番 久保田 信一 君 16番 川口 勉 君
 - 17番 成田 健義 君 18番 名古屋 誠一 君 19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員
 - 3番 日ヶ久保 亨 君

6. 会議に付した事件
 - (1) 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出
について
 - (2) 報告第18号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - (3) 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - (4) 議案第32号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (5) 議案第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (6) 議案第34号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
 - (7) 議案第35号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定に
ついて

7. 会議録署名委員
 - 2番 馬場 武雄 君、17番 成田 健義 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの
おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時57分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第7回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、3番 日ヶ久保 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、2番 馬場 武雄 委員、17番 成田 健義 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第17号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第17号について説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の1-1から1-3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第17号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第18号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第18号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-2ページと、資料1から4をご覧ください。</p> <p>照会は4件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
8 番 (袴田委員)	はい、8番 袴田です。 2-2 ページ、番号の4番の []、申請人の [] の「 [] 」が「藤」で正しいかどうか確認します。資料の住宅地図4番では、 [] の「 [] 」は「東」になっています。
事 務 局 (尾畷主任主査)	はい、袴田委員の質問に対して回答します。 正しくは、確かに「東」が正になります。「藤」が誤記になります。 失礼しました。
議 長	あとは、ないですか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第18号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。 議案第31号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (西館事務局長)	はい、議長。事務局長。 それでは、議案第31号について説明します。 議案書の3ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案3件であり、所有権移転が3件です。

番号1は、親族間贈与による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 鶉久保山 [REDACTED]、地目は畑、面積は4,039平方メートルとなっております。

番号2は、親族間贈与による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 深沢平 [REDACTED] 外3筆、地目は田、面積は合計2,938平方メートルとなっております。

番号3は、贈与による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 黒坂谷地 [REDACTED]、地目は田、面積は2,095平方メートルとなっております。

申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。

以上で説明を終わります。

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第31号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第31号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第32号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転 用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第32号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ 番号1と資料8と9をご覧ください。</p> <p>申請人は[]。</p> <p>土地の所在は、東後谷地[]、地目は畑、面積は159平方 メートルです。用途、転用の事由は自己住宅建築となっております。</p> <p>次に、番号2と資料10と11をご覧ください。</p> <p>申請人は[]。</p>

<p>議長 1番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>土地の所在は、新田 [REDACTED] 外1筆、地目は畑、面積は0.24平方メートルです。用途、転用の事由は3年間の一時転用中である営農型太陽光発電設備の更新申請となっており、申請地下部には、牧草を作付けすることとなっております。なお、隣地の農地を併用し、一時転用中であつたため、始末書を添付し県に進達いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>9月29日に 松林会長、馬場委員、私、西館事務局長、川口事務局次長の5人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、申請人が自己住宅を建築します。雨水は敷地内で自然浸透させ、汚水は下水道で処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新申請となります。現地を確認したところ、牧草の収穫はすでに終わっていました。雨水は敷地内で自然浸透させ、汚水は発生させません。周辺農地との地盤高は同一であり、フェンスで囲まれていることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
-------------------------------	--

議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、農家を営んであり、規模拡大を検討しております。今後の農業経営の利便性も考慮し、既存倉庫等が接している当該地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、既存施設の2分の1以内の拡張に該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、小集団の生産性が低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、令和5年11月16日まで一時転用の許可を受けておりますが、期限がきたことから今回更新申請となります。第一種農地は原則不許可となりますが、太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれ、不許可の例外として一時転用が認められます。</p> <p>なお、初回申請の令和2年度は「第一種農地」の農地区分判断でしたが、周辺は非農地が進んだことにより、今回の申請は「その他の2種農地」の判断となります。これにより一時転用期間は3年から10年に延長しての申請となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい、5番 沼館です。 32号の2なんですけども、この面積0.24平方メートル。これ どういうことですか。</p>
<p>事 務 局 (尾駁主任主査)</p>	<p>はい、沼館委員の質問に対して回答いたします。 この一時転用というのは、パネルの面積ではなくて、支柱の面積 になります。支柱の面積は、一本当たり0.08平方メートルとなっ ていまして、直径で言うと320ミリくらいになるんですけど。そ れを平方メートルに直すと0.08平方メートルになって、それが 3本なので0.24平方メートルということで記載をしております。 以上になります。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>議長、関連で。16番 川口 勉です。 私の認識では、ここにパネルが建ったのは、もう数年前から建っ ていたと思っています。で、その申請が今の説明を聞いていると、 今申請しているっていうのは、その辺は法律的に全然問題はないん ですか。</p>
<p>事 務 局 (尾駁主任主査)</p>	<p>はい。 この営農型太陽光発電というのが一時転用という扱いになりま</p>

	<p>して、一時転用というのは恒久的な転用とは違って期限が定められています。今回の場合は、3年なので初回の申請は3年前に行なってます。で、今3年経ったので、また更新で申請が来ているということになって、1回目の更新手続きになります。</p>
議 長	<p>いいですか。</p>
1 6 番 (川口委員)	<p>はい、了解しました。</p>
議 長	<p>あと、ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>では、議案第32号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第32号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第33号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。事務局長。</p>

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは議案第33号について説明します。</p> <p>議案書の5ページ 番号1と資料12と13をご覧ください。</p> <p>番号1の貸渡人は [REDACTED]、借受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、向平 [REDACTED] 外1筆、地目は田、面積は合計2,210平方メートルです。用途、転用の事由は堆肥置場の造成となっております。なお、許可を受ける前にコンクリートを打設し、事業着工中であつたため、始末書を添付し県に進達します。</p> <p>次に議案書の番号2と資料14と15をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] 外1名。</p> <p>土地の所在は、一川目二丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は252平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅の建築となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>1番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。番号1の申請地は、堆肥置場を建設します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、自己住宅を建設します。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。整地のみであることから、</p>

議 長	<p>農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、農用地区域内の農地となります。</p> <p>申請事業者は、養豚業を営んでおり、事業の拡大に伴い、堆肥の搬出量が増え、堆肥置場の増設を検討しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、代表取締役が所有する当該農地の申請に至ったものであります。本来、農用地区域内の農地は転用不可ですが、農用地利用計画において、指定された用途に供する場合は転用可能となっております。本申請前に、農用地から農業用施設用地への用途変更は許可済みであり、農用地利用集積計画に指定された用途を満たしていることから許可相当と考えられます。</p> <p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、妻とアパート暮らしであり、将来のことを考え、自己住宅の建築を検討しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、土地の価格条件を考慮し、当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第33号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第33号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第34号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第34号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-2ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年10月2日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。使用貸借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は12筆で、合計面積は12,461</p>

<p>議 長</p>	<p>平方メートル（約1.2ヘクタール）となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第34号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第34号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第35号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第35号について説明します。</p> <p>議案書の7-1と7-2ページをご覧ください。なお、番号3の農地の面積について、4,571平方メートルが登記上の面積とな</p>

議 長	<p>りますので修正を入れております。</p> <p>権利の内容は、使用貸借権の設定が3件、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は6筆で、合計面積は17,273平方メートル(約1.7ヘクタール)、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第35号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第35号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第7回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時20分